

議案第 4 6 号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 8 年厚生労働省令第 1 2 号）が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「、中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(職員) 第 1 1 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) 略 4・5 略	(職員) 第 1 1 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) 略 4・5 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成２８年厚生労働省令第１２号）により、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関し条例で基準を定めるに当たって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」を定めた、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号。以下「基準省令」という。）が改正されたことに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 義務教育学校とは

小中一貫教育を実施することを目的とした学校で、現在「６・３制」となっている小学校と中学校の区切りを「５・４」等のように学校が柔軟に決めることができるよう学校教育法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４６号）で新たに規定されました。

(2) 放課後児童支援員の改正（第１１条第３項関係）

都道府県知事が行う研修を修了し、放課後児童支援員になり得る者に「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」が新たに基準省令に規定されたことに伴い、同様の改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。